

2019年7月10日

【目的】

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下、「本学」という）において、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が平等に教育を受け研究や活動を行うことができるよう機会の確保に努めるとともに、学生生活に関連した適切な支援を提供することを目的とする。

【基本方針】

- ①学長の責任において、「障がい学生支援」（以下、「支援」という）のために必要な全学的方策を講じる。学部長・共通教育機構長・短期大学部長（以下、「学部長等」という）および学科長は、積極的に支援を指導、推進するよう努める。すべての教職員は具体的な支援を提供するよう努める。
- ②「支援担当部署」を設置して「支援担当者（障がいに関する専門知識を有する教員または職員、および事務職員）」の配置を進める。
- ③支援は、原則として本人（保証人）から支援担当部署への要請に基づいて行う。ただし、第三者が支援の必要性を認め、本人（保証人）が同意した場合も同様に行う。
- ④支援は、合理的配慮の範囲内で行う。合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」と定義されている（障害者権利条約第2条）。求められる支援内容が本学にとって合理的配慮の範囲を超えた過度の負担となることが考えられる場合は、支援の限界があることについて、対象の学生にその理由を説明し理解を得るよう努めるものとする。
- ⑤本学において実施可能である「一般的な支援内容と範囲」の例をできる限り明示するよう努める。
- ⑥障がい学生に対する「個別の支援内容と範囲」について、本人（保証人）、関係者と十分な協議の上、「支援担当者」が支援プラン原案を作成する。原案に基づき、然るべき場でその内容と範囲を決定し、副学長（教育担当）、学部長等の責任と指示のもとで実施する。
- ⑦成績評価において、学内基準に基づき障がいの有無と程度に関係なく行い、「ダブルスタンダード」は設けない。
- ⑧「障がいに関する個人情報」は、本人（保証人）の同意の上で、副学長（教育担当）のもと必要最低限の範囲の教職員のみで共有する。ただし、自傷・他害のおそれがあると判断した場合はこの限りでない。

⑨本学の教職員を対象に、支援の啓発を目的とした講演会、研究会などを継続的に開催するよう努める。

【支援対象】

すべての「障がい学生」を対象とする。「障がい」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含む。「学生」は、大学院生、留学生を含む。